

<2021年9月よりクロスボーダー広告に関する規制が強化>

2021年8月17日

One Asia Lawyers ベトナム事務所

1 はじめに

ベトナム政府は2021年7月20日、海外から国境を越えてベトナム向けに提供されるオンラインプラットフォーム上（たとえば、Facebook や YouTube など）の広告（以下このような広告を「クロスボーダー広告」といいます）の出稿が近年増大していることを背景として、クロスボーダー広告に関する規制を強化する新たな政令（Decree No 70/2021/ND-CP（以下「新政令」といいます））を公布しました。なお、新政令は、広告法（Law No. 16/2012/QH13 及びこれを修正する Law No .35/2018/QH14）の細則となる政令（Decree No. 181/2013/ND-CP。以下「旧政令」といいます）の一部条項を改正するものとなります。

新政令は、2021年9月15日から施行されるところ、次項に示す概要のとおり、クロスボーダー広告事業を実施する日本企業も注意すべき重要な改正を含んでいるため、本ニュースレターにおいて新政令の概要・ポイントをご紹介させていただきます。

2 新政令の概要

新政令では、クロスボーダー広告に関する用語が旧政令よりも詳細に定義されました。クロスボーダー広告について、旧政令では文化スポーツ観光省が所管するものとされていましたが、新政令では、情報通信省（Ministry of Information and Communications : MIC）¹の所管となりました。

また、オンラインプラットフォームを運営するクロスボーダー広告事業者は、営業を開始する15日前までに、MIC ラジオ・テレビ・電子情報局（Authority of Broadcasting and Electronic Information : ABEI）²に対して、営業開始の事前通知及び広告事業に用いるメインサーバーの設置場所の開示などが義務付けられます。

さらに、新政令によって、MIC は、違法な広告情報を掲載したクロスボーダー広告事業者に対して、当該広告の掲載中止等を求めることが可能となります。またクロスボーダー広告事業者は、広告に違法性があるとしてベトナム当局から要請があれば、関係者の情報を提供しなければならないとされています。

以下、上記について敷衍して説明させていただきます。

¹ ベトナム語の正式名称は「Bộ Thông tin và Truyền thông」

² ベトナム語の正式名称は「Cục Phát thanh, truyền hình và thông tin điện tử」

3 定義

旧政令では、クロスボーダー広告を掲載する電子プラットフォームについて、大まかな定義づけしかなされていませんでした。新政令では、クロスボーダー広告サービスと当該サービスを営む電子プラットフォームについて詳細に定義されています。

【新政令におけるクロスボーダー広告の定義（新政令第13条1項及び2項）】

ベトナムにおけるクロスボーダー広告サービス提供活動	外国の組織・個人が、ベトナム領土外に設置された設備・システムから、広告サービスを営む電子情報ページをベトナムのユーザーに使用させ、ベトナムにおいて売上が発生するものをいう。
クロスボーダー広告サービスを営む電子情報ページ	広告サービスを提供するために、インターネットユーザーに対して情報の保管、提供、使用、検索、交換、音声や映像の共有、オンラインフォーラム、及びチャットサービスを提供することを目的とする、記号、数字、文字、映像、音声その他の情報形態をとった、ひとつ又は複数の電子情報ページから構成される情報システムをいう。

4 営業開始の事前通知義務

本ニュースレター第2項記載のクロスボーダー広告事業者に課される営業を開始する15日前の通知について、詳細は以下のとおりです。

【事前通知が必要な事項（新政令第13条4項a）第一文及び第二文】

- 組織の名称、商号、広告サービス提供活動を登録している本社住所、サービス提供のために使用する主なサーバーシステム及びベトナムにおけるサーバーシステム（もしあれば）設置先
- 連絡窓口：ベトナムにおける代表組織・個人名（もしあれば）、メールアドレス、及び電話番号

【事前通知の形式とタイミング（新政令第13条4項a）第三文及び第四文】

ベトナムにおいてクロスボーダー広告事業を開始する15日前までに、ABEIに通知する（直接持ち込み、郵便、又は電子的手段のいずれも可）。ABEIに通知が受領された日から7営業日以内に、広告事業者に対して通知に関する確認書が（書面又は電子的手段によって）送付される。



ONE ASIA LAWYERS

5 その他留意点

クロスボーダー広告事業者は、MIC などベトナム当局から、自己の掲載するクロスボーダー広告についてベトナム法に違反する可能性があると指摘された場合、当該広告に関する組織・個人の情報を提供しなければなりません（新政令第 13 条 4 項 c）。

また、法律違反があった場合、MIC から通知を受けて 24 時間以内に、法律に違反する広告を是正しなければならず、もし是正しなければ MIC によって強制的な防止措置が採られることとなります。この防止措置が具体的にどのようなものであるかは明記されていませんが、クロスボーダー広告事業者が MIC の要請に従った是正策を講じない限り、解除されません（新政令第 14 条 2 項）。

ほか、旧政令から規定は存在していましたが、クロスボーダー広告事業者には納税義務もありますので留意が必要です。

6 おわりに

ベトナムでは、2018 年にサイバーセキュリティ法が制定（2019 年 1 月より施行）されたほか、EC プラットフォームを利用して利益を得ている個人事業者に対する徴税を強化したり、2021 年 2 月には個人データ保護に関する政令案のドラフトが公開され、パブリックコメントが募集されるなど、近年、インターネット上で取り扱われる情報やビジネス活動に対する規制を強化しています。この領域については、今後も重要な法改正がなされていくことが予想されるため、自社のビジネスに影響する規制が新たに設けられる動きはないかなど、継続して注視していく必要があると考えられます。

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じいかなる損害についても当社は責任を負いません。

<著者紹介>



松谷亮

One Asia Lawyers ベトナム事務所代表

日系大手のIT企業及び化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として合計6年間勤務後、2019年よりOne Asia Lawyersベトナムオフィスへ入所、ホーチミン市在住。進出、現地子会社管理（コンプライアンス・人事労務）、新規事業開発案件、M&A、取引先との契約交渉、知的財産に関する契約交渉及び紛争処理案件を数多く経験しており、特に職務経験のあるIT・製造業の法務案件を専門とする。

日系企業の統括拠点（日本・シンガポールなど）と連携し、現地法人の事情を統括拠点へと適切に伝え、統括拠点と現地法人との橋渡し・調整を行うことについても得意としており、スピード感をもって企業が適切にリスク判断することができるよう、社内の意思決定プロセスも考慮したうえで、分かりやすく丁寧な法的助言を行うよう心掛けている。



山本史

One Asia Lawyers ベトナム事務所 専門家

投資コンサルティング会社を経て、One Asia Lawyersベトナムオフィスに参画。ベトナム国内で15年以上の実務経験を有する。ネイティブレベルのベトナム語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法令調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

ryo.matsutani@oneasia.legal

fubito.yamamoto@oneasia.legal